

★ 広島県営鞆町鍛冶駐車場設置及び管理条例（条例第三十五号）（道路河川管理課）

一 制定の理由

福山市鞆町における県道の交通の混雑を緩和するため、道路法第二条第二項第六号に規定する道路の附属物である自動車駐車場として、広島県営鞆町鍛冶駐車場（以下「駐車場」という。）を設置するとともに、その管理に関して必要な事項を定めた。

二 駐車場の内容

1 位置

福山市鞆町

2 供用時間

零時から二十四時まで

三 指定管理者による管理

駐車場の管理は、指定管理者に行わせることができる。

四 駐車料金

1 普通料金及び定期券利用による駐車料金

種別	区分		金額
	普通料金	定期券料	
普通料金	午前八時から午後一時まで 一台当たり	駐車時間が四時間以下の場合	駐車時間一時間につき一五〇円。ただし、駐車時間に満たない端数があるときは、一時間として計算する。
	午後一時から翌日の午前八時まで 一台当たり	駐車時間が四時間を超え、七時間以下の場合	駐車時間（四時間を超える部分に限る。）一時間につき一〇〇円で計算して得た額に、六〇〇円を加算した額。ただし、駐車時間に満たない端数があるときは、一時間として計算する。
定期券料	午後一時から翌日の午前八時まで 一台当たり	駐車時間が七時間を超える場合	一、〇〇〇円
	一月につき 一台当たり		五、〇〇〇円

2 回数券利用による駐車料金

種類	枚数	発行料金	金額
一〇〇円券	一〇枚から九九〇枚までの枚数	九〇円に発行する枚数を乗じて得た額	
	一、〇〇〇枚から二、九〇〇枚までの枚数	八〇円に発行する枚数を乗じて得た額	
	三、〇〇〇枚以上の枚数	七〇円に発行する枚数を乗じて得た額	

一五〇円券		
一〇枚から九九〇枚までの枚数	一三五円に発行する枚数を乗じて得た額	
一、〇〇〇枚から二、九〇〇枚までの枚数	一二〇円に発行する枚数を乗じて得た額	
三、〇〇〇枚以上の枚数	一〇五円に発行する枚数を乗じて得た額	

五 施行期日等

1 施行期日

平成二十八年六月二十七日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日。ただし、2については平成二十八年六月二十七日

2 準備行為

この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができない。

★ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）（業務プロセス改革課）

一 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により条例で定めることとされた個人番号の利用に係る県独自の事務について、県民の利便性の向上に資する事務を追加するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

県独自の事務として、次の表の上欄に掲げる執行機関が行う同表下欄に掲げる事務を追加する。

執行機関	事務
知事	B型ウイルス性肝炎又はC型ウイルス性肝炎の患者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
知事	広島県心身障害者扶養共済制度の掛金の減額に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	高等学校等の修学奨学金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの

三 施行期日

平成二十八年六月二十七日

★ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（  
条例第三十七号）（福利課）

一 改正の要旨

地方公務員災害補償法施行令の一部が改正され、傷病補償年金及び休業補償を受給する場合における他の法令による年金たる補償との調整率が改定されたことに伴い、議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償についても同様の措置を講じるため、必要な改正を行った。

二 施行期日等

平成二十八年六月二十七日から施行し、平成二十八年四月一日以後に支給すべき事由の生じた補償等について適用する。

★ 広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）（市町行財政課）

一 改正の理由

公職選挙法施行令の一部改正に準じて、選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担額算定の基礎となる単価を改定するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担（一般運送契約以外の契約）

区 分	改正前単価	改正後単価
自動車借入れ 一日当たり	一五、三〇〇円	一五、八〇〇円
燃料費 一日当たり	七、三五〇円	七、五六〇円

2 選挙運動用ビラの作成に係る公費負担

区 分	改正前単価	改正後単価
五万枚以下の場合 一枚当たり	七円三〇銭	七円五一銭
五万枚を超える場合 一枚当たり	四円八八銭	五円二銭

3 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担

企画費	印刷費		区 分	改正前単価	改正後単価
	選挙区のポスター掲示場の数が五百以下の場合 一枚当たり	選挙区のポスター掲示場の数が五百を超える場合 一枚当たり			
三〇一、八七五円	二六円七三銭	二七円五〇銭		五一〇円四八銭	五二五円六銭

三 施行期日等

1 施行期日

平成二十八年六月二十七日

2 経過措置

この条例による改正後の広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第三十九号）（市町行財政課）

- 一 改正の理由  
 知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加するもの

事 務	対 象 市 町
一 毒物及び劇物取締法に基づく事務のうち、特定毒物研究者の許可等	呉市及び福山市
二 社会福祉法に基づく事務のうち、社会福祉法人に対する勧告等	府中町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町
三 医療法に基づく事務のうち、救急医療等確保事業に係る業務の実施計画の認定等	広島市及び呉市

2 市町が処理する事務から削除するもの

事 務	対 象 市 町
医療法に基づく事務のうち、医療法人と理事との利益が相反する事項に係る特別代理人の選任	広島市及び呉市

3 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

- 1 2及び3以外の改正 平成二十八年六月二十七日
- 2 二1の表の三並びに二2及び3（医療法に関するものに限る。）の改正 平成二十八年九月一日
- 3 二1の表の一及び二3（毒物及び劇物取締法に関するものに限る。）の改正 平成二十八年十月一日

★ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第四十号）（働く女性応援課）

一 改正の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、保育士等が不足する現状に鑑み、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員の資格要件を緩和する特例を定めるため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

- 1 園児が少数である時間帯において、園児の数に応じて認定こども園に置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、認定こども園に置くものとされる職員二人のうち一人は、知事が幼稚園の教員免許状を有する者又は保育士登録を受けた者と同等の知識及び経験を有すると認める者として認めることができることとした。
- 2 認定こども園に置かなければならない満三歳未満の園児等の保育に従事する保育士登録を受けた者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができることとした。
- 3 認定こども園に置かなければならない満三歳以上の園児の教育及び保育に従事する幼稚園の教員免許状を有する者又は保育士登録を受けた者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができることとした。
- 4 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合、認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員免許状を有する者又は保育士登録を受けた者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員免許状を有する者又は保育士登録を受けた者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができることとした。
- 5 2、3及び4の特例により、本来置かなければならない者に代えて置く者の総数は、置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならないこととした。

三 施行期日

平成二十八年六月二十七日

★ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第四十一号）（働く女性応援課）

一 改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、保育士が不足する現状に鑑み、保育所において児童の保育に従事する職員の資格要件を緩和する特例を定めるため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 当分の間、保育所に二人以上の保育士の配置を義務付けないことができることとした。この場合において、乳児の数に応じて必要な保育士が一人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならないこととした。

2 当分の間、保育所に置くべき保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができることとした。

3 当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、保育所に置くべき保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができることとした。

4 2及び3の特例を適用するときは、保育士を、保育士の数（2及び3の特例の適用がないとした場合に保育所に置くべきものとして算定される保育士の数をいう。）の三分の二以上置かなければならないこととした。

三 施行期日

平成二十八年六月二十七日

★ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第四十二号）（働く女性応援課）

一 改正の理由

幼児連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、保育士の登録等が資格要件とされる保育教諭等が不足する現状に鑑み、幼児連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員の資格要件を緩和する特例を定めるため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

- 1 園児が少数である時間帯において、園児の数に応じて必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が一人となる場合には、当該の間、幼児連携型認定こども園に置かなければならない職員二人のうち一人は、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができることとした。
- 2 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教育保育職員」という。）については、当該の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができることとした。
- 3 一日につき八時間を超えて開所する幼児連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合、教育保育職員については、当該の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができることとした。
- 4 2及び3の特例により教育保育職員を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならないこととした。

三 施行期日

平成二十八年六月二十七日

★ 民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（条例第四十三号）（地域包括ケア・高齢者支援課）

一 改正の要旨

高齢者人口の増加による業務量の増大などを踏まえ、民生委員の定数を次のとおり改正した。

市町名	現行	改正後	改正による増員
大竹市	六七人	六八人	一人
東広島市	三一五人	三一六人	一人
廿日市市	二二三三人	二二五五人	二人
府中町	一〇四人	一〇九人	五人

二 施行期日

平成二十八年十二月一日

★ 広島県県営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例（条例第四十四号）（住宅課）

一 改正の理由

若い世帯の入居機会を拡充し、地域コミュニティの活性化を促すための取組として、県営住宅に期限付き入居制度を導入することとし、必要な改正を行った。

二 改正の内容

- 1 期限付き入居制度の対象とする県営住宅に入居することができる期間（以下「有効期間」という。）を五年に限ることができることとした。
- 2 期限付き入居制度の対象とする県営住宅の入居決定者に対し、有効期間満了時に当該住宅を明け渡さなければならない旨を説明し、書面により承諾を得ることとした。
- 3 有効期間満了時に、規則で定める場合に該当するときは、有効期間を延長することができることとした。
- 4 有効期間満了後は、期限付き入居制度の対象とする県営住宅及び駐車場について明渡し請求をすることができることとした。
- 5 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

平成二十八年九月一日。ただし、二5（駐車場の使用者の資格に係る部分に限る。）は、平成二十八年六月二十七日

★ 県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第四十五号）（病院事業局）

）

一 改正の要旨

健康保険法の一部が改正され、非紹介患者等の初診及び再診に係る費用について一定の金額以上の支払を求めることとされたことに伴い、非紹介患者の初診に係る加算料を改めるなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十八年八月一日

★ 広島県社会福祉施設等耐震化等整備基金条例を廃止する条例（条例第四十六号）（地域福祉課）

一 廃止の要旨

国から社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の交付を受けて設置された広島県社会福祉施設等耐震化等整備基金の事業が終了することに伴い、当該基金を廃止するため、広島県社会福祉施設等耐震化等整備基金条例を廃止することとした。

二 施行期日

平成二十八年六月三十日